＼家や土地の登記について、専門家に相談してみませんか？／

相続・不動産の
無料登記相談会



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

こんなお悩みはありませんか？

- ☑ 相続登記は何をすればいいの？
- ☑ 土地の境界が分からない
- ☑ 不動産の名義を変更したい
- ☑ 未登記の建物を登記したい
- ☑ 相続手続について相談したい
- ☑ 土地を分けたい（分筆）
- ☑ 建物を取り壊した場合の登記について知りたい

相談内容に応じて**司法書士・土地家屋調査士**が個別にお答えします。

司法書士とは

不動産の売買・贈与や相続・遺産分割による名義変更など、不動産の権利に関する登記を行う専門家です。

↑香川県司法書士会HP

土地家屋調査士とは

土地の境界確認や分筆・合筆、建物の増築・滅失、未登記建物の登記など、不動産の表示に関する登記を行う専門家です。

↑香川県土地家屋調査士会HP

日時

令和８年
12月17日（木）
午後1時～午後4時
（1組30分以内）

秘密厳守

会場

丸亀市市民交流活動センター
（マルタス）

１階　多目的ホール１
（丸亀市大手町２丁目４番１１号）

相談は**予約制**です

相談予約先（問合せ先）

※開催日の前日までに予約をしてください。

高松法務局　民事行政調査官室
☎ **087-821-6342**（平日９：00～17：00）

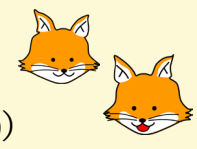

主催：高松法務局・香川県司法書士会・香川県土地家屋調査士会